

地方財政法（ちほうざいせいほう）	地方公共団体の財政の運営、国の財政と地方財政との関係などに関する基本原則を定めて、地方財政の健全性を確保し、地方自治の発達に資することを目的とする法律。財政運営の基本、地方債、公営企業、財産の管理運用、国が負担する経費、国と地方とが経費を負担する割合、地方公共団体相互の負担関係などを定めている（1948年法律第109号）。
地方債（ちほうさい）	地方公共団体が資金調達のために借入れることによる債務で、その償還が一会计年度を越えて行われるものという。
一般会計繰入金（いっぱんかいけいくりいれきん）	一般会計（税収入）から下水道事業の運営のために特別会計である下水道会計へ繰り入れられる経費。雨水排除に要する経費や分流式下水道などに要する経費など経費負担区分に基づき、下水道使用料ではなく市の一般会計が負担することとされている「基準内繰入金」と、それ以外の「基準外繰入金」がある。
経費負担区分（けいひふたんくぶん）	地方公営企業とその企業を経営する地方公共団体の一般会計または他の特別会計との間における経費分担をいう。下水道事業では雨水公費、汚水私費の原則を基本とした財政措置が講じられている。
雨水（うすい）	降水によって流域から生じる表面水。
汚水（おすい）	一般家庭、事業所、事業場（耕作の事業を除く）、工場等から生活、営業ならびに生産活動によって排出される排水。
汚水処理費（おすいしょりひ）	汚水処理費は、資本費と維持管理費から構成される。 地方公営企業法を適用していない場合（法非適用事業・官庁会計）の資本費は、地方債元利償還費であり、地方公営企業法を適用している場合（法適用事業・企業会計）の資本費は、減価償却費と地方債利息を表す。 一方で、維持管理費は、下水道施設を維持管理していくために必要な費用のことで、維持管理に係る人件費や処理場の民間業者への維持管理業務委託費、電気代、薬品費、修繕費などが含まれる。
水洗便所改造奨励金（すいせんべんじょかいぞうしょうれいきん）	処理区域内で水洗便所の普及促進を図るために、くみ取り便所を水洗便所に改造または既設浄化槽を廃止し公共下水道への切り替え工事をしようとする場合に、1件につき50,000円を交付する制度。市税及び受益者負担金など（下水道使用料を含む）の滞納がなく、処理区域の告示があった日から3年以内に、くみ取り便所を水洗便所に改造または既設浄化槽

【参考資料・用語解説】

	を廃止し、公共下水道への切り替え工事をする方を対象とする（建物の新築などに伴う水洗化は、対象外）。古賀市水洗便所改造奨励金規則（1982年古賀市規則第7号）に規定。
地方公共団体の財政の健全化に関する法律 (ちほうこうきょうだんたいのざいせいのけんせんかにかんするほうりつ)	地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表の制度を設け、当該比率に応じて、地方公共団体が財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を図るために計画を策定する制度を定めるとともに、当該計画の実施の促進を図るための行財政上の措置を講ずることにより、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的とする法律（2007年法律第94号）。
収益的収支（しゅうえきてきしゅうし）	一事業年度の企業の経常的経営活動に伴い発生する収益及びそれに対する費用をいう。収益的収入には使用料、受取利息、他会計補助金などが計上され、収益的支出には人件費、動力費、支払利息、減価償却費などが計上される。この予算は、地方公営企業法施行規則における予算様式の第3条に示されていることから、「3条予算」と呼ばれている。
資本的収支（しほんてきしゅうし）	収益的収入及び支出に属さない収入、支出のうち現金の収支を伴うもので、主として建設改良及び企業債に関する収入及び支出である。資本的収入には企業債、出資金、国庫補助金などを計上し、資本的支出には建設改良費、企業債償還金などを計上する。この予算は地方公営企業法施行規則における予算様式の第4条に示されていることから、「4条予算」と呼ばれている。
減価償却（げんかしょくきゃく）	固定資産は使用によってその経済的価値を減少していくが、この減少額を毎事業年度の費用として配分すること。
減価償却費（げんかしょくきゃくひ）	固定資産の取得価額を耐用年数にわたって期間配分した費用のことで、その年度の収益（下水道使用料）の獲得に役立ったと考えられる部分（処理場や下水管渠を1年使ったことによる価値磨耗）を貨幣換算して、費用として表す。
建設改良費（けんせつかいりょうひ）	公営企業の固定資産の新規取得又は増改築等に要する経費。
管渠（かんきょ）	コンクリートや塩ビ製の管等、下水を収集し、排除するための施設。主に污水管渠と雨水管渠、合流管渠に分類される。污水管渠は、家庭や事業所から排水される汚水を終末処理場まで導くための施設で、雨水管渠は、道路等の雨水を近くの河川へ流すための施設である。

【参考資料・用語解説】

地方債元金償還金（ちほうさいがんきんしょうかんきん）	地方債の返済のための元金分のことと、利子分は利子償還金という。
地方債残高（ちほうさいいざんだか）	下水道などの整備に充てた借入金である地方債の残高。
元利償還金（がんりしょうかんきん）	地方債の発行後、各事業年度に支出する元金と利息の償還額、または一定期間に支出する元金、利息の償還金の総額をいう。
有収水量（ゆうしゅうすいりょう）	処理した汚水のうち、使用料収入の対象となるものをいう。
地方公営企業法（ちほうこうえいきぎょうほう）	地方公共団体の経営する企業の組織、財務及びこれに従事する職員の身分取扱いその他企業の経営の根本基準並びに企業の経営に関する事務を処理する地方自治法の規定による一部事務組合及び広域連合に関する特例を定め、地方自治の発達に資することを目的とする法律（1952年法律第292号）。
地方自治法（ちほうじちほう）	地方自治の本旨に基づいて、地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱を定め、併せて国と地方公共団体との間の基本的関係を確立することにより、地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発達を保障することを目的とする法律（1947年法律第67号）。
下水道法（げすいどうほう）	流域別下水道整備総合計画の策定に関する事項並びに公共下水道、流域下水道及び都市下水路の設置、その他の管理の基準等を定めて、下水道の整備を図り、もって都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする法律（1958年法律第79号）。
経費回収率（けいひかいしゅうりつ）	使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標であり、使用料水準等を評価することが可能である。単位は%で、次の算式で求める。 $\text{下水道使用料} \div \text{汚水処理費} (\text{公費負担分を除く}) \times 100$ ※当該指標は、使用料で回収すべき経費を全て使用料で賄えている状況を示す100%以上であることが必要である。

出典：下水道用語集（日本下水道協会）ほか